平成20年局地激甚災害一覧 (激甚法2章グループ関係)

災害名		3	対 象	区	域		備	考
	都道府県名		市	町	村	名	1/#1	75
平成20年2月23日及び同月24日の風浪による災害	新潟県	さどし 佐渡市			(旧両漢	っし 津市)		(1市)
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害	岩手県	_{おうしゅうし} 奥州市			(旧衣)	hts 村)		(1市)
	宮城県	くりはら し 栗原市						(1市)
	秋田県	おがちぐん 雄勝郡	東成瀬	ij ij				(1村)
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	高知県	ぁきぐん 安芸郡	やすだちょう 安田町					(1町)
平成20年9月12日から同月19日までの間の豪雨及び暴風雨 (台風第13号)による災害	和歌山県	しんぐうし 新宮市			(旧熊里	がわ ちょう		(1市)
	宮崎県	ひがしうすきぐん 東臼杵郡	が、 みきとちょう 美郷町		(旧南郷	^{うそん} 『村)		(1町)
	沖縄県	ゃぇゃまぐん 八重山郡	よなぐにちょ 与那国 に	Ì				(1町)

計4災害 8市町村

- (注)対象地区市町村名欄に括弧書きで記載してある合併前の市町村は、当該合併前の市町村が局地激甚災害指定基準を満たしたものであり、 実際の嵩上げ率の算定にあたっては、当該合併前の市町村に係る特別財政援助額により算定される。 (注)平成20年2月23日及び同月24日の風浪による災害に係る佐渡市の災害は、農林水産省所管公共土木施設災害復旧事業(漁港)のみであり、 国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業に係るものは3災害、関係市町村は7市町村である。
- (注)昨年7月に局地激甚災害指定済みの「平成20年岩手・宮城内陸地震」については、新たに指定基準に該当した地方公共団体を追加するため、 本政令により統合され、前回の指定政令は廃止される。